

知財法務の勘所Q&A（第77回）

著作者人格権をめぐる今後の展望

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁護士 山中 智代

監修：弁護士 清水 亘

Q1 著作者人格権とは何ですか？

A1 著作者人格権（著作権法17条1項。以下、単に「法」といいます）とは、著作者（法2条1項2号）が自己の著作物につき有している人格的利益を対象とした権利¹です。

日本の著作権法は、著作物を創作した者（著作者）に権利を認める創作者主義を採っており、著作者の権利として、著作権と著作者人格権を規定しています。このうち、著作者人格権としては、公表権（法18条）、氏名表示権（法19条）、同一性保持権（法20条）、名誉・声望を害する方法で著作物を利用されない権利（法113条11項）、著作物の修正増減権（法82条）及び出版権の消滅の請求権（法84条）を定めています。

Q2 著作者人格権と著作権の違いは何ですか？

A2 著作権は譲渡できます（法61条1項）が、自己の人格的利益を根拠とする著作者人格権は、一身専属的な権利であって譲渡できません（法59条）。したがって、著作権が譲渡されても、著作者人格権と一緒に譲渡されるわけではなく、著作者人格権は著作者に帰属したままです。

また、法30条以下に定められている著作権の制限規定（いわゆる権利制限規定）は、著作者人格権には適用されません。

こうした著作権と著作者人格権の性質の違いゆえに、注意が必要となる場面があります。例えば、著作者人格権に含まれる同一性保持権（法20条）は、著作者の意に反して著作物の変更や切除を受けない権利ですが、この同一性保持権は、著作権に含まれる翻案権（法27条）と同じ場面で機能することがあります。翻案権は、著作物を変更して新たな著作物を創作する権利（法27条）だからです。そのため、著作物を変更して利用するために、翻案権を含む著作権の譲渡や利用許諾を受けたにもかかわらず、著作者から同一性保持権侵害を主張される可能性があります。そこ

1 中山信弘『著作権法（第3版）』（有斐閣、2020年）577頁